

箱根町省エネ家電買替え促進事業Q&A

1 補助対象について

(1-1)対象製品は？

- ・「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫」です。

(1-2)中古製品は対象になりますか？

- ・対象外です。
新品（未使用品）が対象です。

(1-3)新たに設置する場合は対象になりますか？

- ・対象外です。
現在設置されている「エアコン」「冷蔵庫」「テレビ」からの買替えのみ対象です。

(1-4)対象製品に基準はありますか？

- ・経済産業省が定めた「統一省エネラベル」の省エネ基準達成率が基準になります。

省エネ基準達成率は「省エネ型製品情報サイト」（資源エネルギー庁）
確認することができます。

こちらから確認できます ⇒



- ・対象基準は、以下のとおりです。
【エアコン】 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027）
【テレビ】 省エネ基準達成率100%以上または統一省エネラベルにおける
多段階評価点が3.0以上（目標年度2026）
【冷蔵庫】 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021）

(1-5) 補助対象経費は？

- ・対象となるのは「購入費」「設置工事費」「配送料」で、いずれも税込み額です。

「保証料」「家電リサイクル料」は対象外経費です。

(1-6) インターネットでの購入は対象になりますか？

- ・対象外です。

実店舗（個人店・量販店とも可）で購入した製品が対象です。

(1-7) 何台まで対象になりますか？

・3台まで対象です。

購入台数に関わらず、補助金額は対象製品の「購入費」「設置工事費」「配送料」の合計額（税込み）の1/2の額（上限6万円）です。

(1-8) いつ購入した製品が対象となりますか？

・令和5年10月2日以降に購入し、令和6年2月10日までに自宅へ設置完了した製品が対象です。

・購入は事前審査（審査期間：10月2日～12月15日）を通過した後になります。事前審査を通過された方には、「購入の手引き」を発送しますので、詳細をご確認ください。

(1-9) 世帯主以外でも申請できますか？

・申請できません。

家族が代わりに手続きを行うことは可能ですが、各種書類等（事前審査書・申請書兼請求書・領収書・口座名義人等）は世帯主名で提出してください。

(1-10) 二世帯住宅の場合は、各世帯から申請できますか？

・生計を同一にしていないことの証明が可能（光熱水費等のメーターを個別で設置しているなど）であれば、各世帯から申請できます。

(1-11) 世帯分離している場合は各世帯から申請できますか？

・生計を同一にしていないことの証明が可能（光熱水費等のメーターを個別で設置しているなど）であれば、各世帯から申請できます。

(1-12) 事業所へ設置する場合は、対象になりますか？

・事業目的での購入は、法人・個人を問わず対象外です。

(1-13) 電子マネーでの支払いは可能ですか？

・可能です。

現金、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済も可能です。

(1-14) 国等の補助金と同時に受けることは可能ですか？

・可能ですが、交付される補助金額は、控除（補助対象経費から減額）します。

(1-15) クーポン割引・ポイントは利用してもいいですか。

・利用できますが、購入時に利用した販売店の独自のクーポン・ポイント分の金額は控除（補助対象経費から減額）します。

2 受付期間、各種書類の提出方法等について

(2-1) いつ購入した製品が補助対象となりますか？ 《(1-8) 前掲》

・令和5年10月2日以降に購入し、令和6年2月10日までに自宅へ設置完了した製品が対象です。

・購入は事前審査（審査期間：10月2日～12月15日）を通過した後になります。事前審査を通過された方には、「購入の手引き」を発送しますので、詳細をご確認ください。

(2-2) 事前審査書は、どこで入手できますか。

・役場環境課、各出張所及び町のホームページから入手できます。

(2-3) 事前審査書は、どこに提出すればよいのですか。

・役場環境課または各出張所に持参するか、役場環境課に郵送で提出してください。

【郵送提出先】〒250-0398 箱根町湯本256番地 箱根町環境課

・郵送の場合は、配達記録の利用や電話（85-9565）にて書類の到達をご確認いただくことをお勧めします。

(2-4) 事前審査書の提出方法の違いで、受付の順番は変わりますか。

・受付の順番は、①午前（～正午）の持参分、②郵送分、③午後（正午～）の持参分とさせていただきます。

(2-5) 開庁日（平日8：30～17：15）でなくても持参による提出、問い合わせはできますか？

・持参による提出及び問い合わせは、開庁日（平日8：30～17：15）のみ受け付けます。

3 申請及び補助金額等について

(3-1) 補助金額はいくらですか？

・「対象製品購入費」「設置工事費」「配送料」の合計額（税込み）の1/2の額（上限6万円）です。

(3-2) 申請は複数回できますか？

- 申請は1回限りです。

(3-3) 申請書兼請求書はいつまでに提出すればよいのですか？

- 令和6年2月20日までに提出してください。
- 事前審査を通過し製品を購入していても、**令和6年2月20日までに申請書兼請求書を提出できない場合は、補助金を交付することはできません。**

(3-4) 事前審査後、申請書兼請求書提出時に必要となる書類は何かありますか？

- 申請書兼請求書提出時には、次の書類が必要です。
 - ① 事前審査確認書
 - ② 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し
 - ③ メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
 - ④ 納品書・配送伝票の写し（購入した家電を配送した場合のみ）
 - ⑤ 買替前の製品の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
 - ⑥ 振込口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
 - ⑦ その他町が必要とする書類（提出を求められた場合のみ）
- 詳細は、事前審査を通過された方に送付する「購入の手引き」をご確認ください。

(3-5) 領収書等について、詳細を教えてください。

- 購入した店舗、製品、支払金額の内訳（クーポン、ポイントの利用）が記載されたものが必要となります。
- 詳細は、事前審査を通過された方に送付する「購入の手引き」をご確認ください。

(3-6) メーカー保証書に販売店の捺印は必要ですか？

- 必要ありません。
ただし、購入者の住所・氏名・購入日を記載してください。

(3-7) 事前審査から補助金の交付まで、どのくらいの時間がかかりますか？

- ①事前審査：事前審査書の提出から、**概ね20日程度**で確認書を送付します。
- ②交付申請：申請書兼請求書の提出から、**概ね20日程度**で決定通知書（振込予定日を記載します）を送付します。
- ②交付申請は、製品設置完了後に行うものです。また、前掲の日数については、書類の不備や申請の混雑状況により、前後することがありますのでご了承ください。

(3-8) この事業は先着順ですか？

• 先着順です。

そのため、事前審査期間中（審査期間：10月2日～12月15日）でも予算に達した段階で、受付を終了する場合があります。